

令和3年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録（書面開催）

○開催日時（書面送付日）：令和3年6月4日（金）

○開催場所：書面による開催

○出席者氏名

審議会委員：川名和夫、小林伸一（会長）、清水幸雄、滝口君江、竹内優太、武田正次（副会長）、富田浩、永野昭、成瀬敏郎、山口嘉男、山田次郎、渡邊秀孝

○会議の内容

報告案件

（1） 令和2年度分個人情報取扱事務届出について

令和2年度分の個人情報取扱事務届出について、書面にて報告を行った。

委員の意見

滝口委員	<p>・ P 1 6 個人情報取扱事務届出書「木更津市新火葬場の名称募集に関する事務」記録項目として「趣味・活動」「学業・学歴」などを含むのはなぜか？</p> <p>回答</p> <p>名称募集の応募用紙に「名称の意味及び考えた理由」を記載する欄があり、応募者の趣味・活動や学業・学歴が記載される可能性がありますので、記録項目としています。</p>
渡邊委員	<p>・ 3（木更津市駐屯地に関する協議会に関する事務） 検温等は記憶しないということによいか</p> <p>・ 4 5（自習&ワークスペースにおける新型コロナウイルス感染拡大防止に係る事務）健康状況、検温等はしないということによいか</p>

か（他の届出も要確認）

回答

ご推察のとおりです。コロナ対策関係の届出につきましては、各施設等に入館する際に、各自で検温をしていただき、入館するか否かを判断していただく必要はございますが、図った体温等の健康状況は記録しております。

・ 6（国民年金に関する事務） 障害等は、社会的差別の原因となる事実ではないという理解でよいか

回答

ご推察のとおりです。本市では障害と社会的差別の原因となる事実に関する情報を分けて考えており、社会的差別の原因となる事実に関する情報は、一般に知られることにより、社会的にいわれのない差別を受けるおそれのある情報であり、犯罪歴（反則金、過料等を除く。）、人種、拘禁、同和地区関係者であることなどが該当します。

2 3（産後ケア事業に係る事務） 「健康」
「身体状況」はどうか

回答

ご指摘のとおり、産後ケアの利用の審査の一環として、利用者（産婦）によっては、健康、身体状況についても収集する場合がございますので、届出の方もその旨修正いたします。

・43（ブックスタートパック郵送に関する事務）、44（ブックスタート事業に関する事務） 対象が乳児で送付先が保護者なら「家族・親族」か

回答

こちらの案件につきましては、乳児の氏名、住所・居所を記録項目とし、「〇〇 〇〇（乳児の氏名）の保護者様」という宛名で乳児の住所・居所に送付をしているため、保護者の情報は記録しておりません。

- (2) 令和2年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況について
令和2年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況について、
書面にて報告を行った。

委員の意見：なし

- (3) 市公式アプリ「らづナビ」の登録者情報への第三者アクセスについて
市公式アプリ「らづナビ」の登録者情報への第三者アクセスが確認されたことから、
らづナビの概要説明、登録者情報への第三者アクセスが確認された経緯・対応、参照さ

れた利用者の範囲、参照された登録情報の範囲及び改善などの対応・今後の予定を報告した。

委員の意見：なし

(4) 木更津市個人情報保護条例の一部改正について

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が改正されたため、番号法を引用する木更津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部を改正する旨、書面にて報告を行った。

【改正点】

条例第23条の4の表の改正

①番号法を引用する条例第23条の4の表第21条第4項の項中の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

②条例第23条の4の表第21条第4項の項中の「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

委員の意見：なし

令和3年6月30日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一